

令和7年度 燕市立分水中学校いじめ防止基本方針

【はじめに】

燕市立分水中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策基本法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

また、県条例第2条第2項「いじめ類似行為」における、インターネット等を介した見つけにくいいじめを見逃さないものとする。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1） いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

（2） いじめ防止等のための取組方針

①いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

②いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しをPDCAサイクルにより定期的に行う。

④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発といじめの取組に対する資質を向上させる。

（3） いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

①設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実務的に行うために「いじめ対策委員会、生徒指導部会など」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

②構成員

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・不登校適応主任・特別支援教育コーディネーター・当該学年部・スクールカウンセラー

③役割内容

ア：学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ：いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ：いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ：いじめの疑いに係わる情報があつた時には、緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（4） 地域・保護者との連携

①保護者への意識啓発 *保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

ア：PTA 総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

イ：学校だより、学年だよりを通じて定期的に意識啓発を行う。

ウ：道徳等の授業参観の場を設ける。

エ：「いじめ見逃しゼロスクール集会」（11月予定）への参加を促す。

②地域への発信と連携

HPの活用や学校だよりによる情報発信及び基本方針の周知

(5) 関係機関等との連携

①警察、児童相談所、市教委、民生児童委員、育成委員等との連携

②「いじめ見逃しゼロスクール集会」における地域（民生児童委員）との連携

③中学校区小学校との連携強化

2 いじめ防止及びいじめ対応の具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

①いじめ防止学習プログラム、中一ギャップ解消プログラムを基幹とした取組・社会性育成（異学年交流、お互いに認め合う集団づくり、授業・特別活動・行事）

②道徳授業の充実（教育計画「道徳の年間計画」）

③人権教育、同和教育の充実（教育計画「人権教育、同和教育全体計画」）

④生徒の手によるいじめ防止（「いじめ見逃しゼロスクール集会」）

⑤ SNS 利用等情報モラルに関する指導

⑥学習集団の診断（Q-U 検査）と情報共有

⑦いじめに関する職員研修の実施、日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

①定期的なアンケート（「生活アンケート」等）の実施

②教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画）

③日常の子どもの観察

(3) いじめの認知

① 法が定める定義を限定的に解釈しない。また、担任やいじめ事案の発見者等、特定の職員だけで判断することなく、「組織」で判断する。なお、迅速に対処するため、場合によっては、上記メンバー（管理職含む）で認知する。

② けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

(4) いじめへの即時対応と取組

①市教委への報告

②組織を活用した状況調査

③いじめられている子どもの保護

④いじめをしている子どもへの指導

⑤いじめられている子どもの保護者への対応

⑥いじめをしている子どもの保護者への対応

⑦その他の生徒に対する対応

(5) 記録の保存

組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報共有したりできる体制を取る。

(6) 経過の観察

以下の要件が満たされるまで、継続的に経過観察を行う。

(7) いじめ解消の判断の要件

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。

①いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（※被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。）

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い

ア：生徒が自殺を企画した場合

イ：身体に重大な障がいを負った場合

ウ：金品等に重大な被害を被った場合

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。）

(2) 重大事態発生時の対応・調査

重大事態が発生した場合、市教委への報告を行い、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行う。詳細調査は、専門委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査するかを市教育委員会が判断する。

なお、調査にあたっては、市教委の指導・助言を受けるとともに被害生徒及びその保護者の要望・意見を十分に聞き取る。

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ類似行為の定義」

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。